

○倉敷市国際交流協会交付金交付要領

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、倉敷市国際交流協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付することにより、本市における市民の国際感覚の醸成と国際親善に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

2 交付金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付金の対象経費)

第2条 交付の対象とする経費は、協会の事業に要する経費のうち次に掲げるものとし、市長が適当と認めるものについて交付する。

(1) 民間国際活動事業補助事業

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10とし、交付限度額は予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付申請)

第4条 協会は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 協会規約

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、審査のうえ、交付金の交付を決定し、速やかに所定の通知書により協会に通知するものとする。

(交付金の交付)

第6条 市長は、交付金を分割して交付することができる。

(実績報告)

第7条 協会は交付事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に

報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の返還)

第8条 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、協会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(交付事業の経理等)

第9条 協会は、交付事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を交付金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(見直し手続き)

第10条 市長は、本交付金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。